

町の交通政策に欠かせない制度へ

▼タクシー利用者補助事業スタートから1年が経過

高齢者、障がい者の生活交通手段を確保するため、平成23年4月から始まった「日野町タクシー利用者補助金制度」。

バス停や駅が遠く公共交通機関を利用できない、自動車運転免許を持たず運転できないなど、交通手段に困っている人を対象とし、多くの皆さんが登録し利用されています。制度開始から1年が経過し、利用状況などを紹介します。



乗り合わせて乗車。タクシーは頼りになる移動手段（日野病院玄関前にて）

制度の概要（町内に住所がある人が対象です）

- ★対象者
- ①自動車の運転ができない75歳以上の人
 - ②65歳以上の人で、地域の事情などにより公共交通機関の利用が難しく、かつ自動車の運転ができない人
 - ③在宅で要介護認定を受けている人（要支援は除く）
 - ④身体に障がいのある人（自動車税免除要件に当てはまる人）

★助成内容 日本交通（株）根雨営業所のタクシーを使用した場合、タクシー運賃の5割程度を助成します。

◆町：4割（上限2,400円（片道））

◆日本交通（株）根雨営業所：1割

- 《例》▶運賃（片道）が1,200円だった場合、助成額は、町が480円、日本交通（株）根雨営業所が120円で、600円となります。
- ▶運賃（片道）が6,500円だった場合、助成額は、町が2,400円、日本交通（株）根雨営業所が650円で3,050円となります。※4割は2,600円となりますが、上限が2,400円です。

★詳しい助成要件などは、役場企画政策課（電話72-0332）まで、お問い合わせください。

交通利便性の向上を 目的に始まる

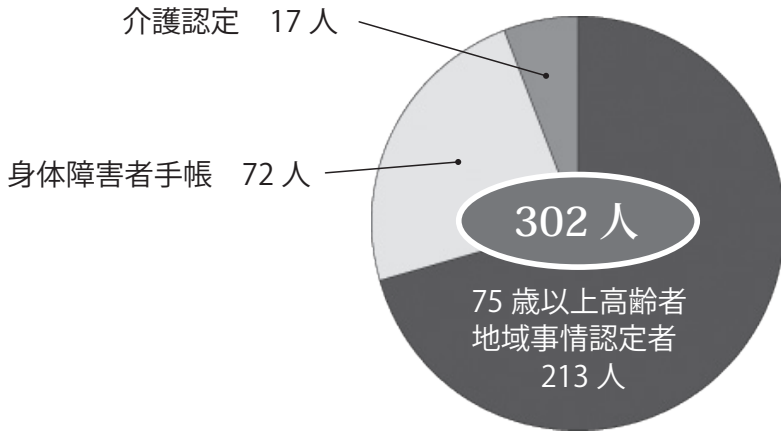
町では、平成18年度から町営バスを運行し、多くの皆さんに利用いただいています。しかし、中山間地域を多く抱える日野町では、すべての地域にバス路線を置くことが困難であり、タクシーは自由に利用できる公共交通機関を補完する重要な交通機関として

位置付けています。

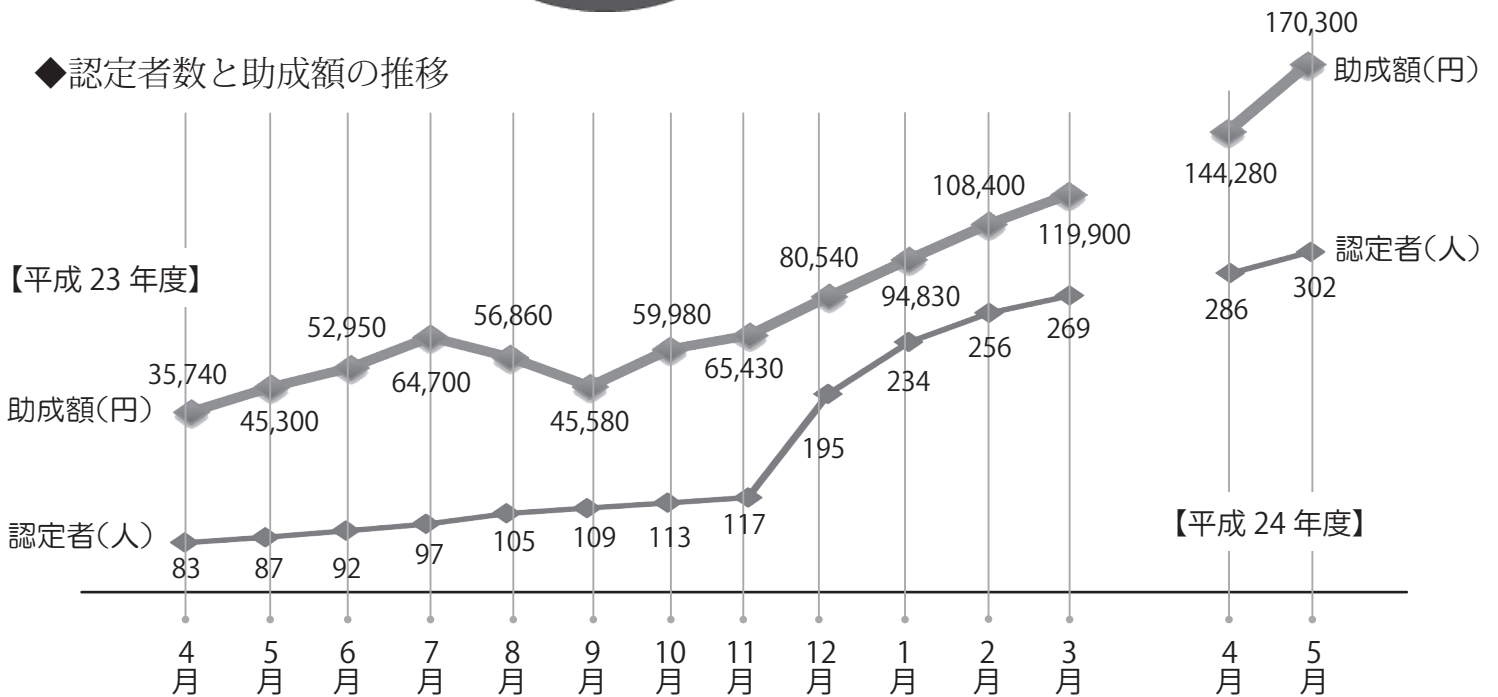
そこで、公共交通機関の利用が限定される交通弱者の支援を目的に、平成23年4月から『タクシー利用者補助金制度』をスタートさせました。制度開始後、半年を振り返り、申請却下や問い合わせの時点で却下した例をみると、高齢でありながら、なんとか町営バスなど公共交通機関を利用していただく人が多く、皆さ



◆認定者数（認定要件別）※平成24年5月末



◆認定者数と助成額の推移



【問合せ】 役場企画政策課 (電話72・03332)

制度開始から1年が経過。認定者数は平成24年5月末時点で302人（75歳以上人口965人）で、制度を始めた平成23年4月の83人からおよそ3・6倍と毎月増えている状況です。

また、助成額は平成23年4月にはひと月約3万6千円だったのに対し、平成24年5

生活に欠かせない
事業として浸透

また、運転免許の自主返納者も、タクシー利用者補助金制度が利用できますので、気軽に相談ください。

んから「通院時、行きはバスで行けるが、病院や買い物が終わると疲労によりバス停から家まで歩けない」「病院の診療時間により、バスに間に合わないことがある」「夏場、冬場、降雨・降雪時などバス停まで歩き、待合室も屋根もないバス停で待つのは大変である」などの話を伺い、平成23年12月から、町内に住む75歳以上で運転ができない人をすべて助成対象としました。

制度が浸透し、認定者が急増している今、タクシーの稼働回数が事業所の所有台数では賸えない状態に近づいています。タクシーを利用していただくのに待っていただくような状況です。

今後、認定者の推移やタクシーの稼働距離などからよりよい制度運営に努め、長く継続できる制度づくりを行います。

継続できる制度運営
を目指して

月ではひと月約17万円とおよそ4・7倍になっています。

行先を見ると、日野病院への通院や町内のほか、米子市内の病院など広く利用されていることがわかりました。運行している日本交通株式会社根雨営業所からは「通院や買い物などタクシーの利用は増えています。米子へ買い物に行かれるグループもありますよ。皆さん元氣です」との話も聞いています。認定者の多くが「助かる」と、今後の制度継続を期待しています。